

認定鳥獣捕獲等事業者制度の課題と対応方針（案）

1. 目的

鳥獣捕獲等の担い手となっている狩猟者や被害防止の目的での捕獲等の体制だけでは、捕獲等の強化への対応が難しくなっている中、公的な捕獲等の事業において効果的な捕獲等を行い、円滑な業務を実施できる担い手を育成・確保することを目的とする。

具体的には、指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「指定管理事業」という。）に基づく捕獲等を第二種特定鳥獣管理計画の下で、体系的に実施するための受け皿として、技能及び知識並びに安全管理を図るための体制を有する事業者を認定する。また、将来的には鳥獣の生息状況の調査や計画策定、モニタリング及び評価等にも関与する等、地域の鳥獣の管理の担い手となること目指す。

2. 制度の概要

- ・ 鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者（法人に限る。）は、その鳥獣捕獲等事業が法第十八条の五第一項に規定する安全管理体制及び捕獲技能・捕獲知識等の基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。
- ・ 認定鳥獣捕獲等事業者（以下「認定事業者」という。）は、指定管理事業の受託者となることが可能。
- ・ また、要件を満たせば、指定管理事業において夜間銃猟を実施することが可能。

3. 現状（参考資料 2）

- ・ 認定事業者は毎年増加しており、令和 2 年 7 月末現在 147 事業者が認定を受けている。
- ・ 認定事業者は認定を受けた都道府県以外でも事業を受託することができるが、認定事業者の認定状況は地域によっても偏りがある。
- ・ 指定管理事業のうち、認定事業者が受託した事業件数の割合はこれまで約 7 割程度となっている。
 - ※ 法人であって認定事業者と同等以上の技能及び知識並びに安全管理を図るための体制を有していると認められる場合は、指定管理事業を受託可能。

4. 課題

- ・ 認定事業者数は近年横ばいであり、山形県、富山県、福井県、大阪府、沖縄県において認定事業者が存在しないなど、地域によって偏りがある。
- ・ 基本指針では、認定事業者が将来的に鳥獣の生息状況調査や生息地管理等を含めた地域の鳥獣の管理の担い手となることを想定しており、その場合、鳥獣管理全般に知見、技能に関する認定基準を設定する必要がある。

- ・ 認定は各都道府県が行うが、指定管理事業の受託は全国で可能である。ただし、認定した都道府県以外において業務を発注する際に、認定事業者の実績や能力を詳細に確認することが難しい。
- ・ 夜間銃猟について、一度技能要件を満たした者が、同じ技能を有しているか定期的に確認する仕組みとなっていない。また、シャープシューティングなどの技術要件も含めるべきか検討が必要。

5. 対応方針（案） ◎：新たな取組 ○：継続（強化）する取組

- 認定事業者が全国各地に配置されるよう、環境省主催の認定事業者講習会を開催するとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用した都道府県による認定事業者の育成の取組などを引き続き支援する。
- 引き続き認定事業者の質の向上を図るため、認定事業者の研修用テキストの改訂や事故防止のための情報収集を行う。
- ◎ 捕獲のみならず被害対策・生息環境管理も含めた総合的な鳥獣保護管理の担い手としても活躍を推進するための方針を基本指針等で整理し、分野別の認定や基準の設定等の具体的な取組を検討する。
- ◎ 認定事業者の実績等が把握できるよう、都道府県間での情報共有の仕組みを構築する。
- ◎ 夜間銃猟の実施状況や都道府県におけるニーズ等を踏まえ、技能の再確認の仕組みや新たな技術要件の必要性について検討する。